

## 議案第 25 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 提案理由

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の全部改正に伴い、行政不服審査制度に基づく審査請求に関して必要な事項を定めるため提案するものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(おいらせ町情報公開条例の一部改正)

第1条 おいらせ町情報公開条例（平成18年おいらせ町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号ウ中「第2条に規定する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員」を加え、同項第4号中「及び他の地方公共団体の機関」を「、町以外の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第6号中「及び他の地方公共団体の機関」を「、町以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人」に改め、同項第7号中「又は他の地方公共団体」を「、町以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」に改め、同号オ中「町、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「町、独立行政法人等、町以外の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政情報の開示につい

て反対意見書が提出されている場合を除く。)

第17条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

第17条第2項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第4項中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(おいらせ町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 おいらせ町個人情報保護条例(平成18年おいらせ町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「国及び地方公共団体を除く。」を「町、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、町以外の地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。」に改める。

第7条第3項第6号中「又は他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、町以外の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

第15条第1項第4号中「法人等」を「法人その他の団体（町、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、町以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。））」に改め、同項第8号エ中「国又は地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人等」を「独立行政法人等、町若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第26条の2 開示決定等、訂正・利用停止の決定又は開示請求若しくは訂正・利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第27条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項を次のように改める。

実施機関は、開示決定等、訂正・利用停止の決定又は開示請求若しくは訂正・利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正等を行うこととする場合

第27条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定

する参加人をいう。以下同じ。)

第27条第2項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第4項中「決定」を「裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(おいらせ町行政手続条例の一部改正)

第3条 おいらせ町行政手続条例(平成18年おいらせ町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(おいらせ町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 おいらせ町固定資産評価審査委員会条例(平成18年おいらせ町条例第23号)の一部を次のとおり改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同

条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項中ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

(おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年おいらせ町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第7条 おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例（平成18年おいらせ町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び農業委員会等に関する法律」を「、農業委員会等に

関する法律」に、「の規定並びに町」を「その他の法律又は条例の規定に基づき、町」に改める。

(おいらせ町手数料条例の一部改正)

第8条 おいらせ町手数料条例（平成18年おいらせ町条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定めるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項又は同法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額し又は免除することができる。

(1) 別表第49号から第51号までに掲げる手数料 審査庁

(2) 別表第52号から第54号までに掲げる手数料 おいらせ町  
情報公開・個人情報保護審査会

4 前項の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、同項の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査庁又はおいらせ町情報公開・個人情報保護審査会に提出しなければならない。

5 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

別表に次のとおり加える。

<p>(49) 行政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する書面又は書類（以下「対象書面等」という。）を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付手数料</p>	<p>1 枚につき （ただし、両面に複写された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。）</p>	<p>白黒 10 円 カラー 40 円</p>
<p>(50) 行政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する電磁的記録（次号において「第 38 条対象電磁的記録」という。）に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付手数料</p>	<p>1 枚につき （ただし、両面に出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。）</p>	<p>白黒 10 円 カラー 40 円</p>
<p>(51) 行政不服審査法第 81 条第 3 項の規定により準用する同法第 78 条第 1 項に規定する主張書面又は資料（以下「対象主張書面等」という。）を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付手数料</p>	<p>1 枚につき （ただし、両面に複写された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。）</p>	<p>白黒 10 円 カラー 40 円</p>
<p>(52) 行政不服審査法第 81 条第 3 項の規定により準用する同法第 78 条第 1 項に規定する電磁的記録（次号において「第 78 条対象電磁的記録」という。）に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付手数料</p>	<p>1 枚につき （ただし、両面に出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。）</p>	<p>白黒 10 円 カラー 40 円</p>

（おいらせ町執行機関の附属機関の設置に関する条例の一部改正）

第 9 条 おいらせ町執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成 2 7



年おいらせ町条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1中おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会の項を次のように改める。

<p>おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会</p>	<p>(1)おいらせ町情報公開条例(平成18年おいらせ町条例第8号)第17条第1項及びおいらせ町個人情報保護条例(平成18年おいらせ町条例第9号)第27条第1項の規定による審査をすること。</p> <p>(2)情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項に関する重要事項について調査、審議をすること。</p> <p>(3)特定個人情報情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。</p> <p>(4)必要に応じ情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について意見を述べること。</p> <p>(5)行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりその権限の属せられた事項を処理すること</p>	<p>5人以内</p>	<p>(1)学識経験を有する者</p> <p>(2)行政不服審査法に属する事項に関し公正な判断ができ、かつ法律又は行政に関してすぐれた見識を有する者</p>	<p>2年</p>	<p>(1)会長委員の互選</p> <p>(2)会長職務代理者の指名</p>	<p>総務課</p>
----------------------------	--	-------------	--	-----------	--	------------

(おいらせ町営土地改良事業経費賦課徴収条例の一部改正)

第10条 おいらせ町営土地改良事業経費賦課徴収条例(平成18年おいらせ町条例第126号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「20日以内」を「3箇月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「異議申立てを受けた」を「審査請求がさ

れた」に、「同項に規定する期間満了後10日以内にこれを決定」を「これを遅滞なく、裁決」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(不服申立てに係る経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。  
(おいらせ町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第4条の規定による改正後のおいらせ町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。  
(おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第5条の規定による改正後のおいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度以降の業務の状況の報告について適用し、平成27年度における業務の状況の報告については、なお従前の例による。  
(おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第6条の規定による改正後のおいらせ町一般職の職員の給与に関す

る条例（以下「改正後の条例」という。）第28条第2項（改正後の条例第29条第5項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に一時差止処分（おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項に規定する一時差止処分をいう。以下同じ。）を受ける者について適用し、施行前に一時差止処分を受けた者については、なお従前の例による。